

令和3年9月30日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

# 産業労働常任委員会資料

(令和3年9月30日付託分)

産業労働局

令和3年度9月補正予算（その3）
------------------

I 令和3年度9月補正予算（その3）総括表【産業労働局関係】	……………	1
II 令和3年度9月補正予算（その3）の内容【産業労働局関係】	……………	2

（注）数字は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

# I 令和3年度9月補正予算（その3）総括表【産業労働局関係】

（一般会計）

（単位：千円）

内 訳 科 目	令和3年度 現計予算額 A	令和3年度 9月補正 （その3） 予算 B	計 A+B	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款)労働費	7,889,419	0	7,889,419	—	—	—	—	
(項)労政費	4,742,690	—	4,742,690	—	—	—	—	
(項)職業訓練費	2,537,974	—	2,537,974	—	—	—	—	
(項)雇用対策費	339,930	—	339,930	—	—	—	—	
(項)労働委員会 費	268,825	—	268,825	—	—	—	—	
(款)商工費	495,042,808	36,358,009	531,400,817	36,000,409	—	—	357,600	
(項)商工総務費	468,847,112	36,358,009	505,205,121	36,000,409	—	—	357,600	感染症拡大防止協力金 事業費
(項)工業費	5,357,450	—	5,357,450	—	—	—	—	
(項)商工金融費	20,838,246	—	20,838,246	—	—	—	—	
小 計	502,932,227	36,358,009	539,290,236	36,000,409	—	—	357,600	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
産業労働局 ・労働委員会計	502,932,227	36,358,009	539,290,236	36,000,409	—	—	357,600	

（特別会計）

中小企業資金会計	2,833,879	—	2,833,879	—	—	—	—	
----------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	--

（一般会計+特別会計）

産業労働局 ・労働委員会合計	505,766,106	36,358,009	542,124,115					
-------------------	-------------	------------	-------------	--	--	--	--	--

Ⅱ 令和3年度9月補正予算（その3）の内容【産業労働局関係】

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店等向け・第15弾）

8款 商工費 1項 商工総務費

**感染症拡大防止協力金事業費**

(1) 目的

令和3年9月30日を以って緊急事態措置を実施すべき期間が終了し、10月1日から同月24日までをリバウンド防止措置期間とすることに伴う、県からの営業時間の短縮要請等に協力していただいた飲食店等を支援する。

(2) 内容

県からの要請に協力し、5時から21時まで又は5時から20時までの時間短縮営業を行う飲食店等に、売上高等に応じた協力金を交付する。

(3) 予算額 36,358,009千円

# 新型コロナウイルスに係る現在の状況について <9月27日までのデータを反映>

令和3年9月28日

健康医療局医療危機対策本部室

Kanagawa Prefectural Government

## ステージ判断指標と本県の状況について

判断項目			本県の状況		ステージⅢの指標		ステージⅣの指標	
					指標	本県における基準	指標	本県における基準
医療体制等の負荷	医療のひっ迫具合	病床全体	Ⅲ	33.05% 661床 9月27日時点	最大確保病床の使用率 <b>20%以上</b>	400床 2,000床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 <b>50%以上</b>	1,000床 2,000床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
		重症者用病床	Ⅲ	43.33% 91床 9月27日時点	最大確保病床の使用率 <b>20%以上</b>	42床 210床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 <b>50%以上</b>	105床 210床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
	療養者数	Ⅲ	20.92人 1,929人 9月27日時点	人口10万人当たり全療養者数 <b>20人以上</b>	1,843人 92.19×20	人口10万人当たり全療養者数 <b>30人以上</b>	2,765人 92.19×30	
感染の状況	PCR陽性率		Ⅲ	8.32% 9月26日時点	<b>5%以上</b>		<b>10%以上</b>	
	新規陽性者数		Ⅱ	14.97人 1,380人 9月27日時点	人口10万人当たり週合計 <b>15人以上</b>	1,382人 (週平均197.4人/日) 92.19×15	人口10万人当たり週合計 <b>25人以上</b>	2,304人 (週平均329.1人/日) 92.19×25
	感染経路不明割合		Ⅲ・Ⅳ	57.83% 9月27日時点	<b>50%以上</b>		<b>50%以上</b>	

参考: 病床利用率(即応病床中)  
 病床全体: 32.12%  
 うち重症: 33.96%

※ 速報値のため、修正される可能性あり

# 宣言解除後における 県の取組について

## 令和3年9月28日

Kanagawa Prefectural Government

### 宣言解除後の対応の概要

10月1日（金）～10月24日（日）

県民向け		●基本的な感染防止対策の継続・外出時の慎重な行動を要請			
事業者向け	飲食店等	●営業時間の短縮要請			
		【時間等】	マスク飲食実施店の認証店※	認証申請中	その他
		営業時間	5時～21時	5時～20時	5時～20時
	酒類提供	11時～20時	11時～19時30分	禁止	
	人数制限	1組4人以内 または 同居家族			
	【区 域】県内全域	※現地確認の結果、認証条件を満たしていることを確認できた店舗を含む			
	【協力金】2.5万円／日（下限）				
	●飲食を主に業とする店舗におけるカラオケ設備の提供停止要請（カラオケボックスは除く）				
	●ガイドライン遵守の要請				
事業者向け	大規模 集客施設等	●営業時間短縮の働きかけ（5時～21時まで）			
		●ガイドライン遵守の要請			
	イベント 開催	●開催制限の要請 ※10月31日まで			
【収 容 率】大声無:100%以内／大声有:50%以内 <small>（大声無）クラシック音楽、演劇等 （大声有）ロックコンサート、スポーツイベント等</small>					
【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人） のいずれか大きいほう ※収容率、上限人数のいずれか小さいほう					
	●時短等の働きかけ（21時まで）、ガイドライン遵守の要請				

# 県民への要請

	現在( ~ 9月30日 )	10月1日~10月24日
外出自粛要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請(法第45条第1項)</li> <li>・ 特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をとめている仲間と少人数で</li> <li>・ デルタ株への危機感を共有し、リスクある行動を回避 → 「人混みは危険」※混雑した場所への外出の5割減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外出する際は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「人混みは危険」という意識を持って、混雑している場所や時間を避けて少人数で慎重な行動を</li> <li>・ 特に21時以降の外出自粛(法第24条第9項)</li> </ul> </li> <li>○ 企業における在宅勤務等の進捗状況を踏まえた、柔軟な働き方への対応</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請(法第24条第9項)</li> <li>○ 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない</li> <li>○ 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kを含む基本的感染防止対策等の徹底</li> <li>○ 感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請(法第24条第9項)</li> <li>○ 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない</li> <li>○ 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kを含む基本的感染防止対策等の徹底、都道府県間の移動の際の基本的な感染防止対策の徹底</li> <li>○ 感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底</li> </ul>

# 事業者への要請(1)

	現在( ~ 9月30日 )	10月1日~24日																
飲食店等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請(法第45条第2項)</li> <li>○ 酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供しない飲食店等には、営業時間の短縮(5時から20時まで)を要請(法第45条第2項)</li> <li>○ 感染防止対策の要請(法第45条第2項)</li> <li>○ ガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 営業時間の短縮 <table border="1" data-bbox="805 1355 1540 1601"> <thead> <tr> <th></th> <th>マスク飲食実施店の認証店※</th> <th>認証申請中</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業時間</td> <td>5時~21時</td> <td>5時~20時</td> <td>5時~20時</td> </tr> <tr> <td>酒類提供</td> <td>11時~20時</td> <td>11時~19時30分</td> <td>禁止</td> </tr> <tr> <td>人数制限</td> <td colspan="3">1組4人以内 または 同居家族</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>○ 飲食を主として業とする店舗におけるカラオケ設備の提供停止の要請(法第24条第9項)</li> <li>○ 感染防止対策の要請(法第24条第9項)</li> <li>○ ガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</li> </ul>		マスク飲食実施店の認証店※	認証申請中	その他	営業時間	5時~21時	5時~20時	5時~20時	酒類提供	11時~20時	11時~19時30分	禁止	人数制限	1組4人以内 または 同居家族		
		マスク飲食実施店の認証店※	認証申請中	その他														
営業時間	5時~21時	5時~20時	5時~20時															
酒類提供	11時~20時	11時~19時30分	禁止															
人数制限	1組4人以内 または 同居家族																	
大規模集客施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5時から20時までの営業時間短縮要請(法第24条第9項)</li> <li>○ 感染防止対策の要請(45条2項) ※デパ地下(24条9項)</li> <li>○ 酒類提供自粛要請(持ち込み含む)(法第24条第9項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5時から21時までの営業時間短縮の働きかけ</li> <li>○ 感染防止対策の要請(24条第9項) ※デパ地下含む</li> <li>○ 酒類提供自粛(持ち込み含む)の働きかけ</li> </ul>																

# 事業者への要請(2)

	現在( ~ 9月30日 )	10月1日~31日													
イベント	<p>○人数上限5,000人かつ収容率要件50%以内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数上限 5,000人 かつ 収容率要件 50%以内</td> </tr> </tbody> </table>	施設の収容定員	人数上限 5,000人 かつ 収容率要件 50%以内	<p>○人数上限と収容率要件のいずれか小さい方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歓声・声援等が想定されないもの</td> <td>歓声・声援等が想定されるもの</td> <td rowspan="2">5,000人 又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きい方</td> </tr> <tr> <td>・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (音楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等</td> <td>・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等</td> </tr> <tr> <td>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</td> <td>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	収容率		人数上限	歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きい方	・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (音楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	
	施設の収容定員														
人数上限 5,000人 かつ 収容率要件 50%以内															
収容率		人数上限													
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きい方													
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (音楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等														
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)														
	<p>○5時~21時までの営業時間短縮要請(法第24条第9項)</p> <p>○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</p> <p>○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ</p> <p>○酒類提供自粛要請(持ち込み含む)(法第24条第9項)</p>	<p>○5時~21時までの営業時間短縮要請(法第24条第9項)</p> <p>○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</p> <p>○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ</p> <p>○酒類提供自粛(持ち込み含む)の働きかけ</p>													

## 事業者への要請(3) 年末年始に向けたイベント制限

宣言解除後の経過措置が終了する11月以降は、収容率50%のみの制限となるため、年末年始等の大規模イベントの事前販売に、一定の歯止めをかける必要がある。

	収容率	人数上限
緊急事態宣言期間<~9月末>	50%	5,000人
解除後の経過措置(1ヶ月) <~10月末>	50% ・ 100% 歓声・声援等が 想定されるもの    歓声・声援等が 想定されないもの	5,000人又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きい方
経過措置終了後 <11月~>	50% ・ 100% 歓声・声援等が 想定されるもの    歓声・声援等が 想定されないもの	収容定員50%以内 (上限なし)

11月から令和4年1月末までのイベントの事前販売を10,000人上限とするよう依頼(働きかけ)

※今後の新規感染者や、政府の行動制限の緩和など、状況の変化に応じて制限緩和を検討

## 事業者への要請(4) その他

- 企業における在宅勤務等の推進
- 飲食を主としていない店舗において、カラオケ設備を提供する場合の感染防止対策の徹底
- 混雑回避のための整理及び誘導等、基本的感染防止対策の実施及び業界別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

Kanagawa Prefectural Government

## その他の対応

- 県民利用施設の利用制限は当面継続する。
- 命令等を行えないが、主要駅における飲食店の対応状況を適宜確認する。
- 県立高校等は、「分散登校」から「時差通学＋通常授業」に移行する。
  - ※ 解除後1週間程度は、地域の感染状況及び生徒の状況により校長判断で、「時差通学＋短縮授業」を可とする
  - ※ 登校が不安な生徒は、引き続き自宅でのオンライン等による学びを継続

Kanagawa Prefectural Government

## 飲食店等に対する協力金（第15弾）について

	マスク飲食実施店（認証店） A	マスク飲食実施店（申請中） B	その他の店舗 C
適用区域	県内全域		
要請対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等		
協力金の 交付要件 (10/1～ 10/24の 24日間)	営業時間	・ 5時から21時まで	・ 5時から20時まで
	酒類提供 時間	・ 酒類の提供は11時から20時まで ただし、次の条件を満たした店舗に 限る。 【条件】 ・ 「マスク飲食実施店」の認証済で あること。（現地確認を終えた店舗 を含む）	・ 酒類の提供は11時から19時30分まで ただし、次の条件を満たした店舗に限る。 【条件】 ・ 「マスク飲食実施店」の認証を申請中である こと。 ※10月24日までに、県から「マスク飲食実施店」 の認証を受けた店舗（現地確認を終えた店舗）は、 その認証を受けた日（現地確認を終えた日）以降、 マスク飲食実施店（認証店）と同様の営業時間及 び酒類提供時間を可能とする。
	その他の 交付要件	－	○感染防止対策取組書の掲示 ○マスク飲食の推奨
想定対象店舗数	約40,000店舗		
予算額	協力金 357億6,000万円		
協力金の算定方法	<p>&lt;中小企業&gt; 売上高方式 前(々)年の売上高×0.3(下限2.5万円/日、上限7.5万円/日)</p> <p>&lt;大企業&gt; 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方)</p>		
先行交付	第5弾～第11弾のいずれかの交付を受けている事業者を対象に先行交付を実施 1店舗あたり交付額：30万円（2.5万円×12日間）		

**予算額 357億6,000万円＋事務費5億9,800万円＝363億5,800万円**